令和6年度 上尾市ネーミングライツ事業(提案募集型)募集要項

上尾市では、民間事業者様等に本市の施設等の愛称を決定する権利を付与する、ネーミングライツ 事業(提案募集型)を行います。

提案募集型とは、申込いただく民間事業者様等より、希望する施設等、愛称、期間、ネーミングライツ 料等について提案いただくものです。

※申込を検討いただく際は、詳細を定めた「上尾市ネーミングライツ事業実施要綱」を併せて参照してください。

1 対象施設等

ネーミングライツ事業の対象となる公共施設等(以下「ネーミングライツ媒体」という。)は、次に掲げるものとします。

- (1) 本市が設置した地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設
- (2) 本市が主催するイベント、講座等の事業
- (3) その他市長が認める媒体
- ※ただし、特定募集(媒体を特定した募集)を行っている場合や既にネーミングライツを導入している媒体、名称の設定に特段の経緯があるものや性格上、愛称を付するのが適当ではないと判断するものは対象外とします。

2 ネーミングライツパートナーのメリット

①看板等の設置

ネーミングライツによる施設等の愛称がついた看板等を設置できます。

愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、上尾市と協議の上、ネーミングライツパートナーに おいてご検討いただき、ご提示をお願いします。

②愛称の使用

ネーミングライツパートナーによる広報活動又は広告・販売活動において愛称を使用することができます。ネーミングライツパートナーにおいて使用する際には、あらかじめ上尾市にその内容を書面にて報告していただきます。

③愛称の普及

上尾市の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示します。また、愛称の普及のため、施設管理者に対しても愛称の使用を働きかけます。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。(広報媒体によっては、別途費用負担が発生する場合があります。)

3 愛称の基準

次のいずれも満たすものとします。

- ① 上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第8条を満たす名称とします。
 - ・日本語又は英語(アルファベット)により表記可能なもの。ただし、企業ロゴ、マーク等については、 この限りではありません。
 - ・第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権及び知的財産権を侵害するおそれのないもの。
 - ・市が推奨している等の誤解を招くおそれのないもの。
 - ・愛称には、「上尾」「上尾市」「あげお」「アゲオ」(以下、「「上尾」等の文字」)という。)のいずれかの文字を入れてください。なお、「上尾市」を表す際、「あげお市」「アゲオ市」のように、漢字、ひらがな、カタカナを併用することは不可とします。
 - ※ただし、事業者名に「上尾」等の文字が入る場合で、希望する愛称に事業者名を冠する際は、「上尾」等の文字が重複することとなるため、「上尾」等の文字を入れない愛称とすることもできるものとします。その場合は、事前に「17 申込及び問合せ先」に相談してください。
 - ※施設の正式名称は変更しません。
 - ※開催されるイベント等によっては、命名する名称の使用が制限される場合があります。
- ②上尾市有料広告掲載に関する要綱第4条を満たす名称とします。

4 ネーミングライツ料

ネーミングライツの対価は、金銭のほかに、対象施設等への役務(サービス)や修繕費等の提供なども可能です。応募いただく民間事業者様等からの独自の視点での幅広い提案をお待ちしています。

5 ネーミングライツの付与期間(契約期間)

原則として、準備から原状回復に要する期間を含めて3年以上5年以内の期間で提案してください。 ※契約期間終了後の継続に関しては優先交渉権があります。

6 ネーミングライツ事業の申込み

(1)申込期間

令和6年6月3日(月)から 令和6年12月27日(金) この間、随時受付しています。

- (2)提出書類
 - ・ネーミングライツ事業申込書(様式第1号)
 - ※「ネーミングライツの期間」については、本要項「IO 結果通知」にある、申込時期別の「ネーミングライツ導入可能時期」を考慮した日付としてください。
 - ・印鑑証明書(法人の代表者印)
 - ・会社概要及び直近3か年の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
 - ・法人の登記事項証明書
 - ・国税及び地方税に滞納のないことの証明書(直近|年分。発行日から|か月以内のものに限る。)
 - ・愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かる書類
 - ・法令遵守の取組等が分かる書類
 - ・地域活動、社会貢献活動の実績や今後の取組等が分かる書類
 - ・その他必要な書類

(3) 申込方法

持参または郵送により提出してください。

提出先

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

- 上尾市 行政経営部 行政経営課
- ※持参による受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ※郵送する場合は、申込期間内に到着するようにしてください。
- ※行政経営課で申込の受付を行いますが、受付後の審査等については対象となるネーミングライツ媒体を所管する担当課にて行いますのでご留意ください。

(4) 申込できる者

ネーミングライツパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第5条各号に該当しない法人が応募できるものとします。(なお、個人での応募はできません。)

7 申込内容について

- (1) 申込書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。また、提出された書類等は返却いたしません。
- (3) 申込を途中で辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (4) 申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

8 ネーミングライツパートナーの適否審査

(|次審查)

申込のネーミングライツ媒体を所管する所属において、上尾市ネーミングライツ事業実施要綱に基づいて、ネーミングライツパートナーの適否について審査を行います。

(2次審查)

Ⅰ次審査の判定を参考に、上尾市ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツパートナーの適否について審査を行います。なお、上尾市ネーミングライツ実施要綱第6条第3項の規定に基づき、「特定募集型」により募集することが適当であると市長が認めるときは、「特定募集型」に移行し、再募集することとします。

9 選定方法

総合審査

(I)上尾市ネーミングライツ事業審査委員会において次の選定基準に沿って審査し、総合的に判断した上で、優先交渉権者を選定します。

なお、各審査項目のうち1つでも評価点が1/3に満たない場合は、失格といたします。(例:愛称案の配点が8点以下の場合、他の審査項目の点数が高くても失格)

- (2)優先交渉権者に決定された後、個別にネーミングライツパートナーの契約に係る協議を行います。
- (3)契約料、契約期間その他の基本的事項について双方の合意がなされた場合、正式にネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

【選定基準】

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	① 親しみやすさ	25
	② 呼びやすさ	
	③ 対象施設等とのイメージとの整合性 など	
ネーミングライツ料	① 金額等の多寡	50
	② 金額等の妥当性	
ネーミングライツパートナーと	① 経営の安定性	25
しての適格性	② 地域活動、社会貢献活動への理解、取組	
	③ 法令遵守への理解、取組	
	④ ネーミングライツ取得への熱意	
	⑤ 引き続きネーミングライツパートナーとなる場合	
	はその実績 など	
	合計	100

10 結果通知

審査結果の通知は、申込の時期により異なります。

申込時期 審査結果通知時期 ネーミングライツ導入可能時期

※審査内容により、通知が遅れる場合は別途ご連絡いたします。

※提出する「ネーミングライツ事業申込書(様式第1号)」における「ネーミングライツの期間」には、上記の「ネーミングライツ導入可能時期」を参考にして提案してください。

11 ネーミングライツ料の納入方法

市が発行する納入通知書により納入するものとします。なお、ネーミングライツ料を物品の納入等により納入するときは、契約締結後に協議し、協議により決定した日までに納入するものとします。

12 費用負担

ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担については、市は、市ホームページ、広報あげお等の発行に係る経費を負担し、その他看板等の設置に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。また、市とネーミングライツパートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとします。なお、これらの取組の実施については、市及び関係機関と協議の上、残部数や切り替え時期などを考慮し行うものとします。契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

13 質問事項の受付及び回答方法

質問がある場合は、質問事項を記載した文書(任意様式)を郵送、電話、FAXまたはEメールで受付けます。事前相談は必須としません。

- (1)提出先「16 申込み及び問合せ先」と同じ。
- (2)回答方法 問合せより2週間以内に回答します。

14 現地確認について

現地確認を行いたい場合は、「16 申込み及び問合せ先」に連絡し、日程の調整をしてください。 (他の利用者の妨げにならない範囲でのご案内となります。)

15 その他

(1)契約の解除

ネーミングライツパートナーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又はネーミングライツパートナーの負担とします。

(2) 留意事項

- ①提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者負担とします。
- ②提出書類等は関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、上尾市情報公開条例に基づき開示することがあります。

16 申込及び問合せ先

【所属部署名】上尾市 行政経営部 行政経営課

【住 所】〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

【電 話】048-775-3963

[FAX] 048-776-8873

[$X - \mu$] s50700@city.ageo.lg.jp